

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三芳町長 林 伊佐雄

市町村名 (市町村コード)	三芳町 (113247)
地域名 (地域内農業集落名)	三芳町 (藤久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 8月 8日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の65歳以上割合53.7%であり、市街化区域に隣接しているものの集団性が保たれている地域である。遊休農地は1.0ヘクタール存在している。耕作地の集約化が農業者のニーズとして挙げられていることから、経営拡大の意向の農業者との調整を通して農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、市街化区域と隣接する地区であり耕作面積は少ないながらも、ほうれん草や小松菜などの葉物野菜の栽培を行っている。農業者の農業に対する今後の経営意向については、現状維持の意向が大きいものの、市街化区域と隣接しているため、経営縮小の意向も見受けられる。優良農地について農業者の意向に沿って農用地の集積・集約化を図り安定した農業経営を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者が10年後も耕作することを基本とし、耕作困難な事例の場合は農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付意向を配慮した上で、機構コーディネーター等と連携し地域全体で農地中間管理機構の活用を進めるとともに、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積に向けた、地域の要望や状況の把握に努めるとともに、市街化区域内にある農地など混在していることから、耕作地の集約化を検討する。また、農地の集団性や周辺環境との親和性に配慮しながら、ほ場整備等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで取り組むとともに、認定農業者等対象とした農業機械・施設の整備支援を通して生産者の農業経営基盤の支援を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスの情報収集並びに活用の検討に努めるとともに、地域内の農作業の効率化を目的に農用地利用改善団体の活動を活性化・支援を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--